



佐賀県公報

平成18年
2月24日
(金曜日)
第 12721号

目 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 特定計量器の定期検査
- 家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する種畜証明書の交付

(一〇九・くらしの安全安心課) 一

- 字の区域の変更

公 告

- 胃がん検診車売払いに係る一般競争入札

(健康増進課) 二
(まちづくり推進課) 三

(農地整備課) 四

- 都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧
- 多久市営別府西地区土地改良事業施行同意

○広域営農団地農道整備事業多良岳四期地区二号橋上部工建設工事
に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 ()

選挙管理委員会事項

- 政治団体の平成十三年分の収支に関する報告書の要旨の訂正

(公 告) 六

- 平成十七年五月三十日付け佐賀県公報第一二六一〇号中訂正

(道路課) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十八年二月二十四日

佐賀県知事 古川康

- 佐賀県告示第百十号
- 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十八年二月二十四日

佐賀県知事 古川康

検査区域	対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
多久市	非自動ばかり、 分銅及びおもり	平成一八年 四月六日(木)	平成一八年 四月五日(水)	一〇・〇〇から 一一・〇〇まで
鳥栖市	さが東部農業協同組 合麓支所	平成一八年 四月十九日(水)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	多久市中央公民館
"	さが東部農業協同組 合旭支所	平成一八年 四月二十日(木)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	東多久公民館
鳥栖市	さが東部農業協同組 合基里支所	平成一八年 四月二二日(金)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	さが東部農業協同組 合田代支所
一五・三〇まで	さが東部農業協同組 鳥栖北公民館	平成一八年 四月二二日(金)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	鳥栖北公民館
一五・三〇まで	鳥栖公民館	平成一八年 四月二二日(金)	一三・三〇から 一五・三〇まで	鳥栖公民館

家畜の種類 豚

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	等級	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一七	佐賀県臨時	二八二〇〇九一六	デュロツク種	平成一七・三・六	新潟県	唐津市肥前町
平一七	佐賀県臨時	二八二〇五六一	"	平成一七・四・一	"	佐賀共栄畜産
平一七	佐賀県臨時	二八二一一	"	平成一七・七・二	"	有限公司
平一七	佐賀県臨時	二八二一二	"	平成一七・七・二	"	唐津市肥前町
第三号	佐賀県臨時	四七一	"	平成一七・七・二	"	有限公司
平一七	佐賀県臨時	二七二一五	ランドレース種	平成一七・二・六	"	有限公司
第四号	佐賀県臨時	三三一四	"	平成一七・四・八	"	有限公司
平一七	佐賀県臨時	二八二〇七二一四	"	平成一七・六・二	"	有限公司
第五号	佐賀県臨時	九五一五	"	平成一七	"	有限公司
第六号	佐賀県臨時	"	"	"	"	有限公司

◎佐賀県告示第百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域（平成十四年佐賀県告示第五十一号を含む。）

を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二十一項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年二月二十四日

佐賀県知事 古川康

○ 公 手

胃がん検診車の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成18年2月24日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 木村慎吾

1 入札に付する胃がん検診車の表示及び入札の日程

車名	登録番号	登録年月日	自賠責保険期限	走行距離(km)	入札の日時	
					(場所:県庁新行政棟3階52号会議室)	
日野	佐賀88	平成10年3月23日	平成18年3月22日	50,073	平成18年3月14日(火) 受付:9:30~10:00 入札:10:00~	

2 下見会	(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(1) 下見会日時 平成18年3月3日(金) 10時から12時まで	(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納付額が不足する者
(2) 下見会会場 財団法人佐賀県総合保健協会(佐賀市天神一丁目4番15号)	(5) 一人で2以上の入札をした者
3 入札会場	(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について当県の確認を受けていないもの
佐賀県庁新行政棟3階32号会議室	
4 入札参加申込み	
入札の参加希望者は、必ず平成18年3月9日(木)までに佐賀県健康福祉本部健康増進課地域保健・健康危機管理担当に入札案内書添付の申込書により申し込んでください。	(7) 郵送、電信等による入札を行った者
5 入札の参加資格等	(8) その他入札に関する条件に違反した者
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。	
(2) 入札参加申込書を提出していない者は入札に参加できません。	
(3) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。	
6 入札保証金	
入札に参加する者は、見積金額の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。	
(1) 現金	(1) 入札参加者は、印章を持参してください。
(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は11の問い合わせ先に照会してください。)	(2) 落札者は、落札決定後に売買代金を平成18年3月14日(火)午後5時までに納入してください。
なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、売買代金に充当します。	
7 入札の無効	
次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。	
(1) 入札に参加する資格のない者	
(2) 入札に regarder 不正な行為を行った者	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の	

(金) 2月24日 平成18年

図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成18年 2月24日

佐賀県知事 古川康

1 都市計画事業の種類及び名称
鹿島都市計画伝統的建造物群保存地区

2 縦覧場所
佐賀県国土づくり本部まちづくり推進課

土地改良法(昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年2月15日多久市営土地改良事業(基盤整備促進 区画整理)別府西地区の施行に同意した。

平成18年 2月24日

佐賀県知事 古川康

広域営農団地農道整備事業多良岳4期地区2号橋上部工建設工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年 2月24日

佐賀県知事 古川康

1 工事の概要

(1) 工事名 広域営農団地農道整備事業多良岳4期地区 2号橋上部工建設工事

(2) 工事場所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐・大浦地内

(3) 工事内容

ア 本工事は、藤津郡太良町大字糸岐・大浦地内で施工する2号橋の上部工工事です。

イ 橋梁形式は、P C 4径間連続ラーメン橋で、橋長L=217.3メートル、幅員B=8.9メートルです。

ウ 工事概算数量は次のとおりです。
橋体工 コンクリート (24N-8-20~40N-8-20) 2,020立方メートル
鉄筋 (SD295A, SD345 D13mm~D41mm) 360.8トン

(4) 予定工期 約20か月間
2 共同企業体に関する事項
本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とします。

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年 2月24日

佐賀県知事 古川康

1 工事の概要

(1) 工事名 広域営農団地農道整備事業多良岳4期地区 2号橋上部工建設工事

賀県規則第21号) 第2条第2項の規定により土木一式工事特Aの決定を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日ま

での間に受けていないこと。

- (ア) 土木一式工事に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

- (イ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

- (ウ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

- (エ) 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。

- (ア) 平成16年9月1日から平成17年8月31日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

- (イ) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

- (ウ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=30メートル以上)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

- (エ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できること。

- (ウ) 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすこと。
- (ア) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店を有する土木一式工事の建設業者であること。

- (イ) 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、同種工事としてプレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=20メートル以上)若しくは類似工事として橋長20メートル以上の橋梁下部工工事又は直高4メートル以上のコンクリート擁壁工事について、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(2) 構成員の数

2社とします。

(3) 出資比率

各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者で出資比率が構成員中最大であるものとします。

(5) 存続期間

ア 県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで
イ 県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種工事又は類似工事の施工実績調書及び実績を証明する書類

(5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類

(6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書

ア 施工計画概要

イ 主要工事の施工計画(仮設計画共)

ウ 安全対策

エ 環境対策等

(7) 営業所一覧表

(8) 経営事項審査結果の通知書の写し

(平成16年9月1日から平成17年8月31日までの間に審査基準日がある

もの)

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録（提出）するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。

3の(2)から(8)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。

(1) 受付期間

佐賀県電子入札システムによる受付及び書面による提出は、平成18年3月2日から3月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日にあっては、午前9時から午後4時まで）とします。

(2) 書面による受付場所

佐賀県鹿島農林事務所総務課（鹿島市大字高津原3400）

電話番号 0954-63-5111

5 指名業者の選定

指名業者は、提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定します。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6 入札予定時期 平成18年4月

7 その他

(1) 申請書、提出資料作成要領等については、平成18年2月24日(金)から3月9日(木)まで佐賀県ホームページ(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップページの右上にある「電子入札」ボタンから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」の内容を確認してください（佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。）。

(2) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県定例県議会において当該工事に係る予算が成立しない場合は中止します。この場合は佐賀

県公報により公告します。

8 聞い合わせ先

佐賀県鹿島農林事務所総務課
電話番号 0954-63-5111

○ 開示細則概要

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、伊東猛彦後援会から平成18年1月27日に訂正の報告があったので、平成14年8月30日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成13年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成18年2月24日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

寄附の内訳の表の伊東猛彦後援会の項中「伊東俊幸」を「櫻井太郎」に改める。

○ 内 訳

平成十七年五月廿四日佐賀県公報第111号100号

貢	額	単	額
上盤	左をひ	一〇〇	一〇〇
四	及ぶ	一〇〇	一〇〇
五	上盤	右をひ	一〇〇